9　通則法第十二条第一項に規定する評価委員会（以下この項において単に「評価委員会」という。）は、第七項の規定により学園が従前の例により受ける通則法第三十二条第一項各号に掲げる事項の評価に際し、内閣総理大臣に対し、業務運営の改善に関し学園が当面講ずべき措置について、必要な勧告をすることができる。この場合において、評価委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

10　内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた場合には、学園に対し、業務運営の改善に関し学園が当面講ずべき措置について、必要な勧告をすることができる。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第二十一条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

（調整規定）

第二十二条　この法律の公布の日が、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の公布の日前である場合には、附則第十九条の規定の適用については同条中「第百五十五条」とあるのは「第百五十四条」と、「第百五十六条」とあるのは「第百五十五条」と、同法附則第十八条の規定の適用については同条中「第百五十四条」とあるのは「第百五十三条」とし、同法附則第十八条の規定の適用については同条中「第百五十四条」とあるのは「第百五十五条」と、「第百五十五条」とあるのは「第百五十六条」とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
文部科学大臣　塩谷　立
厚生労働大臣　舛添　要一

府令・省令

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第七号

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府令・財務省令・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年

別紙様式第一号第1の6の表中

特別準備金		
危機対応準備金		
特別準備金		

を

に改め、同様式第2の表中「特別準備金」を「危機対応準備金」に改め、同様式第2の表記載上の注意1(10)中「純資産の部合計から」の次に「危機対応準備金及び」を加え、同様式第4の表中

特別準備金

を

危機対応準備金
前期末残高
当中間期変動額
……
当中間期変動額合計
当中間期末残高
特別準備金

に改め、同様式第2の表中「特別準備金」を「危機対応準備金」に改め、同様式第2の表記載上の注意1(8)中「純資産の部合計から」の次に「危機対応準備金及び」を加え、同様式第4の表中

特別準備金		
危機対応準備金		
特別準備金		

を

に改め、同様式第2の表中「特別準備金」を「危機対応準備金」に改め、同様式第2の表記載上の注意1(8)中「純資産の部合計から」の次に「危機対応準備金及び」を加え、同様式第4の表中

特別準備金

を

危機対応準備金	
前期末残高	×××　に改め
当期変動額	×××
……	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
特別準備金	

に改める。